

政令第 号

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「装着」の下に「及び当該装置が装着された自動車の購入」を、「助成」の下に「（自動車の購入に対するものにあつては、当該装置の装着に伴い増加した購入費に係るものに限る。）」を加え、同項に次の三号を加える。

三 有料道路の料金の変更による交通量等への影響に関する調査を行う事業

四 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去の推進に必要な調査及び技術の開発を行う事業

五 国土調査法（昭和二十六年法律第一百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査（都市部における道路

の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に必要なものに限る。) の基礎とするため土地の測量を行う
事業

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

道路整備費の対象となる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に密接に関連する事業として、有料道路の料金の変更による交通量等への影響に関する調査を行う事業等を追加する必要があるからである。